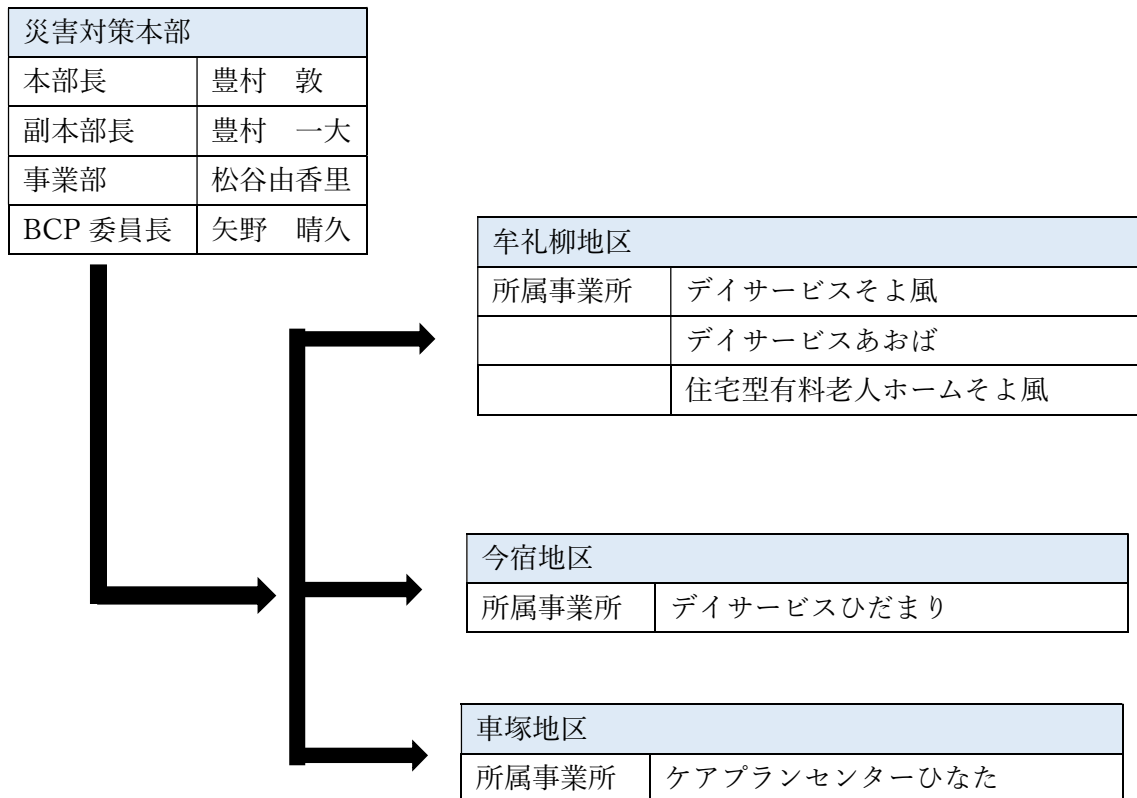


非常災害発生時における業務継続計画

法人名		株式会社 豊友会			
代表者	豊村 敦		種別	介護福祉事業	
所在地	デイサービスそよ風 デイサービスあおば 住宅型有料老人ホーム そよ風	防府市牟礼柳 20-1	電話番号	デイサービスそよ風	0835-28-7718
	デイサービスひだまり	防府市牟礼今宿 1-11-18		デイサービスあおば	0835-28-7752
	ケアプランセンター ひなた	防府市車塚町 6-33 シティハイツK101		住宅型有料老人ホーム そよ風	0835-28-7718
				デイサービスひだまり	0835-23-5053
			ケアプランセンター ひなた	090-6819-4738	

防災体制組織

事業所が分散している為、地区ごと編成し、地域特性にあった BCP を策定する。
各地区の構成は以下の通りとする。



目次

第 1 章 総論	1
1 基本方針.....	1
2 BCP 推進体制.....	1
3 リスクの確認.....	2
4 優先事業・業務の選定.....	3
5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直.....	6
第2章 平常時の対応	7
1 建物・設備の安全対.....	7
2 電気が止まった場合の対策.....	7
3 ガスが止まった場合の対策.....	8
4 水道が止まった場合の対策.....	8
5 通信が麻痺した場合の対策.....	9
6 システムが停止した場合の対策.....	9
7 衛生面(トイレ等)の対策.....	9
8 必要品の備蓄.....	9
第3章 緊急時の対応	10
1 BCP発動基準.....	10
2 行動基準.....	10
3 対応体制.....	11
4 対応拠点.....	11
5 安否確認.....	12
6 職員の参集基準.....	12
7 施設内外での避難場所・避難方法.....	13
8 重要業務の継続.....	14
9 職員の管理.....	16
10 復旧対応.....	16
第4章 他施設との連携	17
1 連携体制の構築.....	17
2 連携対応.....	18

1. 基本方針

昨今の突発的に発生する大規模な自然災害、新型コロナウイルスに代表される感染症の感染拡大による社会活動への影響が危ぶまれる中、その様々な事象に対応し、被害を最小限に抑えて、事業を中断することなく継続していくため、事業継続計画(以下 BCP)を策定するものである。

(1)目的

BCP とは災害ごとに対応する防災計画を内包するものであり、単に被災時に利用者様や職員の安全、物的被害の軽減を目的とするだけでなく、災害発生時に被害を最小限にとどめながら法人として事業をいかに早期復旧し継続していくかといった社会的責任について策定するものであり、基本方針は以下の通りである。

①利用者・職員の安全確保

利用者・職員の生命・生活を維持するために、通常時に実施しているサービスの中でも生命・生活に直結する業務を中心に継続し、その他の事業は停止、縮小する。

②サービスの継続

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全を期す。被災時、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る初動体制を整備する。

③地域との連携

介護・福祉事業という性質上、地域との連携は必要不可欠であり、被災時連携することで被害の減少につながる。地域に要支援者がいた場合の動き、立場を明確にし、実施する。

2. BCP 推進体制

(1)平常時における BCP 推進体制

ア)各施設の責任者をもって構成する「BCP 委員会」を設置する。

イ)委員会は下記の業務を行う。

- ・BCP 委員会は、BCP の策定及び職員への研修の実施し、BCP の見直しを行うため、研修実施後に会議を開催する。
- ・BCP に関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する。

主な役割	部署・役職	氏名	所属
推進責任者	代表取締役	豊村 敦	本部事務所
推進副責任者	施設長 管理者	豊村 一大	住宅型有料老人ホームそよ風 デイサービスそよ風 デイサービスあおば
BCP 委員	(委員長)副施設長 管理者 管理者 管理者 管理者	矢野 晴久 豊村 一大 豊村 一大 森 未央 瀬脇 芳華	住宅型有料老人ホームそよ風 デイサービスそよ風 デイサービスあおば デイサービスひだまり ケアプランセンターひなた

(2) 各担当の役割

- ア) 推進責任者 … BCP の職員に対する意識づけの指導及び総括
- イ) 推進副責任者 … 責任者の補佐、教育訓練・研修等の責任者
- ウ) BCP 委員 … 防災訓練時における BCP 教育の実施責任

(3) 研修計画と実施内容 BCP 委員は以下内容について対象者に研修を実施する

内容				
研修	想定される災害について	被害想定とリスクの把握	初任者・異動者	各事業所配属時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動優先基準の把握	初任者・異動者	各事業所配属時
訓練	防災訓練	消防・防災避難確保計画に基づいた防災訓練	全員	年 2 回
訓練	事業継続計画に実施訓練	発動機等の実施訓練	各担当者	年 1 回
		緊急時の対応に沿った机上での想定訓練を実施	全員	
研修	事業継続計画の研修	課題の検討・BCP の見直し	全員	年 1 回

3. リスクの把握

(1) ハザードマップの確認

〈ハザードマップについては巻末に添付〉

(2) 被災想定

(3)本法人で想定される被害と対応

項目	想定被害	対応策
電気	停電時	① 発電機を使用 ② V2H 充放電設備使用(住宅型有料老人ホームそよ風の新館厨房・食堂の電気に対応)
水道	上下水道ともに断水時	① 飲料水は在庫で対応 ② その他は発電機を使用し井戸水で対応
ガス	配管破損により使用不可時	① カセットコンロにて対応
通信	携帯端末の通信制限時	① 災害伝言ダイヤル、掲示板を利用
食事	停電・断水時	① カセットコンロ等を使用し、備蓄食を提供
利用者	帰宅困難者発生時	① 通所利用者は施設の備品・備蓄食にてそよ風にて宿泊対応。順次帰宅支援

(4)資金手当て

- ・手元資金として、本社事務所に現金保管する。
- ・地震保険に加入しており、保険にて対応する。

(5)情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信を行う。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては社会情勢を考慮し慎重に精査 すること。

4.優先順位・業務の選定

(1)優先する事業

〈優先する事業〉

- (ア)入所事業
- (イ)通所事業
- (ウ)居宅介護支援事業

(2)優先する業務

(ア) 事業部門 (入所事業、通所事業、地域密着事業共通)

- A 直接生活介助
- B 間接生活介助
- C 機能訓練関連行為
- D 医療関連行為
- E その他

(イ)管理部門

- A 管理業務
- B 経理業務

C 施設管理業務

(3) 各業務の対応内容

ア・事業部門 (住宅型有料老人ホームそよ風・デイサービスそよ風・デイサービスあおば
デイサービスひだまり)

	対象業務		業務対応	業務内容
A 直接生活介助	基本介助	食事・補水・	継続	通常通り実施
		排泄	継続	基本的に通常通り実施 参集人員によりおむつ交換、陰部洗浄行わない等の簡易対応
		入浴	縮小	入浴は実施せず清拭で代替
	保清介助	保清	縮小	口腔ケアのみ実施
		更衣	縮小	更衣は汚れの状況に応じて実施し簡易化
	移動介助	離床・移動	縮小	体位変換は通常通り実施 離床・移動介助は参集状況に応じ回数を減らす。
		徘徊対応	継続	利用者の安全確保の為、通常通り実施
	補助	送迎	縮小	道路状況を勘案し、通所系利用者の帰宅を支援
	B 間接生活介助	基本介助	調理	縮小
施設内保清		洗濯	休止	実施しない
		シーツ交換	縮小	汚れた場合のみ対応 平時よりも業務を簡素化する
		施設内清掃	縮小	トイレ掃除等、衛生上必要箇所に限定して実施
健康管理		バイタル	継続	通常通り実施
		服薬援助	継続	通常通り実施
	相談・助言	休止	実施しない	
C 機能訓練	訓練・リハビリ		休止	実施しない

D その他		感染症対策	縮小	清掃を縮小するため最低限の消毒薬による手指消毒、感染源の消毒を実施
		レクリエーション	休止	実施しない

イ・管理部門

	ケアプラン作成	休止	実施しない
	重要書類管理 情報システム管理	縮小	重要情報の漏洩、破損、紛失の有無の確認・対応のみ実施（紙媒体においても同様） 管理者・事務長の判断で重要とされるものに関してバックアップ や重要書類の持ち出しを行う
	問い合わせ対応	継続	利用者家族、行政、関係団体、自治体からの問い合わせ が予想されるため優先実施
	介護保険請求	休止	実施しない
	給与計算	休止	実施しない
	納入業者支払い	休止	実施しない
	電気設備	継続	
	給水設備		
	ガス設備		プロパンガスの使用可否の確認、保守・点検
	医療設備		医療機器の使用可否の確認、保守・点検
	備品等の在庫管理	継続	設備備品等の在庫管理・配布、援助物資の管理
	修繕・改修業務	休止	実施しない

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

「第3章 緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。

年2回実施が求められている防災訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、同じく訓練を実施する。

(2) BCPの検証・見直し

BCP は、年1回の研修及び訓練の実施後、BCP 委員会で協議、検討、見直しを行う。

見直した BCP は、推進責任者の決済を経て職員に周知する。

委員会は職員から BCP について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を BCP 委員会の議論に反映する。検討・見直しを行った BCP については以下の更新履歴に記載する。

《BCP 更新履歴》

更新日	更新内容	更新者

第2章 平常時の対応

1. 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

平成15年創設以降に建設された施設の為、現在の耐震基準を満たしている。

(2) 設備の耐震措置

- ア) 居室、食堂、事務所等、入所者や利用者、職員が利用するスペースでは設備や什器類に転倒、転落、破損等の防止措置を講じる。
- イ) 日ごろから整理整頓を心掛け、高所に物を置く、積み上げる等の転落のリスクがある状況を作り出さない。
- ウ) 消火器等の設備点検及び設置場所の確認を定期的に行う。
- エ) ガラス窓（天窗、寝具付近）飛散を防止するため飛散防止フィルムを貼る。

(3) 風水害対策

- ア) 土砂災害警戒区域に属する場合、定期的に周囲の状況を確認・把握を行う。
- イ) 外壁のひび割れや破損箇所、周囲に倒れそうな樹木がないか定期的に確認する。
- ウ) 避難経路や避難箇所、避難の際の役割等、年2回の防災訓練の際に確認する。
- エ) 暴風による危険性がある箇所について確認し、定期的に点検を行う。

2. 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備・優先順位	代替策
1) 医療機器：喀痰吸引機等	①発電機 ②V2H 充放電設備使用
2) 情報機器：通信機器、PC 等	①モバイルバッテリー（発電機により充電） ②ラジオ（乾電池使用）
3) 照明機器：照明、懐中電灯等	①LED 投光器 ②懐中電灯（乾電池使用）
4) 冷暖房機器：ボイラーによる暖房機器等	①石油ストーブ
5) 生活家電：冷蔵庫、洗濯機	①厨房冷蔵庫・・・V2H 充放電設備で対応 ②その他・・・稼働させない

3. ガスが尽きた際の対策

稼働させるべき設備	代替策
1) 厨房設備：ガスコンロ等	①供給停止時、復帰ボタン操作により復帰可能 ②カセットコンロ ③ホットプレート、電気湯沸かし器（電気が使用可能な場合）

4. 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

調理用、飲用として1人1～3ℓ/日を基準とし、3日間で利用者・職員が飲料用で使用するのに十分な在庫を確保

(2) 生活用水（主にトイレ排水として使用）

発電機を使用し、井戸水にて対応

5. 通信が麻痺した場合の対策

(1) 固定電話

停電時は使用不可。

(2) 携帯端末（スマートフォン、タブレット）

各携帯端末の基地局が機能していれば使用が可能。被災時なので回線が逼迫し通信制限が行われている可能性が高いため、災害用伝言ダイヤル等（Web171、ライン災害掲示板）を活用し連絡を取り合う。モバイルバッテリーを使用し充電を行う。

6. システムが停止した場合の対策

(1) パソコン 停電した場合はモバイルバッテリー（発電機により充電）により復旧可能。

一方、落雷や故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失してしまう可能性がある為、OneDrive(オンライン上のストレージサービス)に定期的にバックアップをする、手書きによる日常書類の作成、データの分散保管を行いリスクの分散に努める。

7. 衛生面（トイレ等）の対策

(1) トイレ対策

ア) 住宅型有料老人ホームそよ風、デイサービスそよ風、デイサービスあおばにおいては井戸水を使用。バケツに汲み置きトイレタンクの中へ入れ使用する。

イ) デイサービスひだまりにおいては生活用水が尽きた際には、簡易トイレ、ポータブルトイレをトイレに設置し、都度、消臭固形剤を使用し燃えるごみとして廃棄する。(被災当日のみ)

(2) 汚物対策

排泄物は消臭固形剤を使用し固形化させる。使用済みのパット等の排泄物と共にビニール袋に入れ密閉しトイレ内のゴミ箱へ廃棄する。

ゴミ箱が一杯になり次第、ゴミ袋を密閉し、燃えるごみとして廃棄する。廃棄場所の許容量を超えた場合ブルーシート等で覆い一時保管する。

8. 必要品の備蓄

飲食料、医療関係、備品の備蓄は各施設ごとに行う。備蓄数の目安は被災後 72 時間を想定している。

第3章 緊急時の対応

1. BCP 発動基準

災害に関する情報源、地震、風水害による発動の基準は以下の通りとする。

(1) 災害に関する情報源

- ア) 緊急地震速報
- イ) テレビ、ラジオ、インターネット
- ウ) 防府市防災危機管理課 (TEL: 0835-25-2115)
- エ) 防府市災害対策本部 (非常時) (TEL: 0835-23-2111)
- エ) 防府市消防本部 (TEL: 0835-23-9901)

(2) 地震による BCP 発動基準

- ア) 防府市周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合。
- イ) 地震により建物の一部倒壊、生活インフラの停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立等により通常の業務が継続困難な状況にある場合。

(3) 風水害による BCP 発動基準

- ア) 大雨特別警報 (土砂災害) が発表され、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、各施設管理者が必要と判断した場合。
- イ) 風水害により建物の一部倒壊、生活インフラの停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立等により通常の業務が継続困難な状況の場合。

2. 行動基準

被災時における個人の行動基準は以下の通りとする。

(1) 自身及び利用者 (在宅時は自身の家族) の安全確保 命を守る行動を最優先とし、被災状況を判断し必要に応じて避難行動、安全の確保を行う。

(2) 二次災害への対策 (火災や建物の倒壊など)

被災直後、利用者の多くは不穏状態に陥り、様々な二次災害のリスクが高まることが予想される。安全確保がされた後、利用者の不穏解消を優先対応とし、並行して火災や建物の倒壊の危険性が無いか点検を行い、対応可能な消火・修繕活動、危険個所は立ち入り禁止等の措置を講ずる。

(3) 業務維持に係る選定

職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。また被災状況に応じて優先事業の選定も行う。

(4) 法人内施設間の連携と外部機関との連携

ア) 法人内施設間の連携は通信手段の制限下であると想定されるため、災害伝言ダイヤル、掲示板を活用し行うこととする。

優先事業の選定で休止になった事業所の職員は参集基準に従い他事業所で業務を行う。

イ) 外部機関と連携を図り人的及び物的な支援を要請する。

(ア) 防府市災害対策本部 (TEL 0835-23-2111)

(イ) 防府市消防本部 (TEL: 0835-23-9901)

(5) 情報発信

- ア) 利用者の安否情報は家族へ速やかに行う。また、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に 情報発信を行う。
- イ) 施設や事業所の被災状況をホームページ等で発信する。公表の時期や範囲、内容、方法については社会情勢、周辺状況等を踏まえ検討をする。

3 対応体制

被災時における対応体制は消防計画・地震防災規定に従い以下の通りの班を編成する。

活動班	活動内容	担当者
地震防災活動班	地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。	消防計画・地震防災規定による
情報収集班	①発災時、消防等行政へ通報を行う。 ②行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な 指示を仰ぎ、管理者に報告する。また災害掲示板を活用し施設 内の職員で情報を共有する。 ③利用者家族へ安否情報等の提供を行う。 ④自治会や消防分団等と連携し、消火活動の体制構築や受け入れを行う。	〃
消火班	地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際には消火活動に努める。	〃
避難誘導班	利用者の安全確認、施設設備の損傷の有無を確認し報告する。管理者の指示があれば利用者の避難誘導を行う。	〃
搬出班	①避難誘導完了後に非常持ち出し品を搬出する。 ②BCP 発動時の備蓄品について管理を行う。	〃
救護班	負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を指揮する。	〃

4. 対応拠点 緊急時の対応拠点候補を被災時に設備等の損壊を考慮し 5 か所挙げる。

- ① 住宅型有料老人ホームそよ風 新館
- ② 住宅型有料老人ホームそよ風 本館
- ③ デイサービスひだまり
- ④ デイサービスそよ風
- ⑤ デイサービスあおば

5. 安否確認

(1) 利用者の安否確認

- ア) 利用者の安否確認は安否確認シートを使用し、各施設責任者に報告する。
- イ) 施設内を巡回し入所者の安否を直接確認する。
- ウ) 負傷者がいる場合、応急処置を行い、場合によって可能ならば医療機関へ搬送する。

- エ) 医療機関への搬送は道路状況等を勘案し、救急車を要請もしくは搬送を職員が行う。
- オ) 医療機関への搬送が不可能な場合、看護職員による応急処置を行う。
- カ) 居宅支援事業は担当利用者の安否を電話及び訪問により確認を行う。

(2) 職員の安否確認

事業所名	必要人数	優先参集職員
住宅型有料老人ホームそよ風	本館 1名/日・1名/夜 新館 1名/日・1名/夜	施設長 副施設長
デイサービスそよ風	4名	管理者
デイサービスあおば	3名	:
デイサービスひだまり	4名	:
ケアプランセンターひなた	1名	:

- ア) 施設長が確認する。施設長は各地区責任者へ報告する。
- イ) 自宅等で被災した場合、①電話、②メール(LINE)、③災害用伝言ダイヤル・災害用伝言掲示板、の順で施設長に安否を報告する。
- ウ) 報告事項は、自身・家族が無事であるか、避難の要否、出勤可否とする。

6. 職員の参集基準

発災時、業務を継続するために必要最低限な職員数を以下のように設定する。
この最低限の職員数を確保するために下記の参集基準を設ける。

- (1) 震度6以上の地震が発生した際、下記の条件が満たされた場合に順次各事業所へ参集する。
 - ア) 自身の安全が確保されている。
 - イ) 自身の家族の安全が確保されている
 - ウ) 自宅の安全が確認される、もしくは避難場所への避難が完了する
- (2) 発災時は交通網の混乱や寸断が予想されるため移動は原則徒歩とし、移動時の危険性も踏まえ各事業所より徒歩1時間圏内の職員を参集対象とする。(徒歩は2.5キロメートル毎時と考える。)道路が利用可能であれば車での参集も可とする。
- (3) 上記(1)(2)が満たされない場合、参集は行わないこととする。
- (4) BCP発動による業務継続に対応するため上記にある優先参集職員は参集基準(1)ア、イが満たされた時点で参集する。

7. 施設内外での避難場所・避難方法

デイサービスそよ風・デイサービスあおば・住宅型有料老人ホームそよ風

(1) 施設内の避難

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	住宅型有料老人ホームそよ風 本館	住宅型有料老人ホームそよ風新館

避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各居室の利用者へ避難場所を伝える。 ・誘導の優先は不穏時の移動リスクから ①一部歩行介助②歩行介助なし③車いすとする。 ・職員は最低でも誘導 1 名、避難場所の安全確保、不穏状態への対応 1 名の 2 名体制で行う。 ・誘導の際、廊下・天井に危険が無いか留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則第 1 避難場所と同じ対応を行う。 ・職員は誘導 1 名、巡回 1 名の最低 2 名で対応する。 ・夜間発災時は夜勤者のみの対応となるため居室避難対応とし、巡回を行う。
------	--	---

(2) 施設外の避難

ア) 施設外へ避難する場合の避難場所、方法は消防計画・防災マニュアルに従う。

イ) 施設外避難の判断基準

① 地震による施設外への避難
<ul style="list-style-type: none"> ・防府市より避難指示が出されたとき ・建物が倒壊しそうなとき ・周辺で火災が発生し、施設に延焼の危険性があるとき ・土砂崩れ等の危険があるとき ・施設長が危険と判断したとき
② 風水害による施設外への避難
<ul style="list-style-type: none"> ・防府市より高齢者等避難が出されたとき ・建物が倒壊しそうなとき ・豪雨等による周辺傾斜地の異常（湧き水、音、落石）を発見したとき ・施設長・管理者が危険と判断したとき

□デイサービスひだまり

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	牟礼今宿公民館	住宅型有料老人ホームそよ風

施設外の避難

ア) 施設外へ避難する場合の避難場所、方法は消防計画・防災マニュアルに従う。

イ) 施設外避難の判断基準

① 地震による施設外への避難
<ul style="list-style-type: none"> ・防府市より避難指示が出されたとき ・建物が倒壊しそうなとき ・周辺で火災が発生し、施設に延焼の危険性があるとき ・土砂崩れ等の危険があるとき ・施設長が危険と判断したとき
② 風水害による施設外への避難

- ・防府市より高齢者等避難が出されたとき
- ・建物が倒壊しそうなとき
- ・豪雨等による周辺傾斜地の異常（湧き水、音、落石）を発見したとき
- ・管理者が危険と判断したとき

8. 重要業務の継続

被災時はインフラの停止、職員の不足等の理由から、業務量の増大が予想される。そのため優先業務の中から特に利用者の生命に直結する業務を重要業務とし、各業務の継続、縮小、休止を記載する。また被災後、時間経過とともに職員数、業務の重要度も変化するため下記では時間経過、職員出勤率(出勤可能者の比率)、ライフラインの有無を考慮し時系列で記載する。

時間経過		発災直後	発災 6 時間 後	発災 1 日後	発災 3 日後	発災 4 日後	発災 7 日後
出勤率	通所	66%	72%	78%	84%	84%	100%
	入所	16%	33%	50%	66%	84%	100%
在庫量		100%	90%	70%	20%	10%	在庫回復
	電気	停電	代替措置			復旧見込	復旧
	水道	断水	備蓄飲料水・井戸水・給水車			復旧見込	復旧
	交通	通行止め	緊急車両優先		通行制限	復旧見込	復旧
業務基準		安全確保のみ	安全と生命 を守る業務	簡易な食事 排泄中心	ほぼ通常業務	通常業務	
A 直接 生活 介助	基本 介助	食事 補水	休止・補水のみ		必要な利用者に介助実施		
		排泄	通常通り実施				
		入浴	休止（失禁は清拭対応）		適宜清拭実施	状況に応じ 通常実施	通常実施
	保清 介助	保清	休止		口腔ケアのみ実施	順次再開	通常実施
		更衣	休止		汚れが酷い場合のみ実施	状況に応じ 通常実施	通常実施
	移動 介助	離床 移動	通常通り実施				
		徘徊 対応	通常通り実施				
補助	巡回	通常通り実施通常					
B 間 接	基本 介助	調理	休止		備蓄食の提供	状況に応じ 実施	通常実施

生活 介助	施設内 保清	洗濯	休止	必要最低限	通常実施	
		シー ツ交 換	休止	必要最低限	通常実施	
		清掃	休止	必要最低限	通常実施	
	健康 管理	バイ タル	通常通り実施			
		服薬 援助	通常通り実施			
		相談 助言	休止	必要最低限	通常実施	
C その 他	衛生 管理	感染 症対 策	手指消毒のみ実施	通常通り実施		
		レク リエ ーシ ョン	休止	状況に応じ 実施	通常実施	

9. 職員の管理

- (1) 休憩・宿泊場所 各事業所は従業員の休憩・宿泊場所を第3候補まで設定する。
- (2) 勤務シフト 震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して事業所ごとシフトを作成するものとする。

10. 復旧対応

- (1) 破損個所の確認 災害直後に施設内外や設備等の破損の有無を確認し、発見した場合は写真を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに係る設備は優先して復旧を行う。
- (2) 関係機関、業者連絡先は別紙の通りとする。

別紙

関係機関一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政情報	消防	防府市消防本部	0835-24-0119
		東出張所	0835-22-0401
	警察	防府警察署	0835-25-0110
		牟礼交番	0835-38-0559
		徳山海上保安部	0834-31-0110
	市	防府市災害対策本部	0835-23-2111
		防府市防災危機管理課	0835-25-2115
防府市高齢福祉課		0835-25-2979	
防府市牟礼公民館		0835-22-9927	
県	山口県総務部防災危機管理課	083-933-2360	
	山口県健康福祉部長寿社会課介護保険班	083-933-2774	
交通情報	道路	山口県道路整備課 防府市災害対策本部	083-933-3666 0835-23-2111
ライフライン	電気	中国電力山口営業所	0120-612-530
	ガス	株式会社三友	0835-23-6331
		JA組合プロパン	083-902-6900
	水道	防府市上下水道局	0835-23-2511
電話	NTT西日本 山口支店	083-901-4062	
	山口ケーブルビジョン(株)	083-934-1234	
気象情報	気象	下関地方気象台[天気相談] (気象予警報 177)	083-234-4005
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.bosaijoho.go.jp			